

紡績工業における被差別部落婦人労働試論

金子マーテイン

はじめに

戦後の部落解放運動は「同和対策審議会答申」の提出された一九六五年頃を境として組織内不团结が表面化し、それ以降分裂が決定的となつた。部落解放運動内部に対立を引き起させたひとつの要因は部落差別の本質規定を中心とした解放理論上の不一致、及びそれに関連した実践的運動戦術の相違にある。解放理論の核心たる部落差別の本質を明確し、それを正しく認識することこそが部落完全解放の目標を達成するためには不可欠である。にも拘らず「部落差別の本質」論争は必ずしも部落の実態、具体的史実に立脚してきたとはいえず、この基本的課題に対しても十分納得させるに足る解答は提出されていない。

本的差別＝階級差別とからみ合つて普遍的に存在している。この事実はやはり何らかの必然性があつて「身分」的差別＝部落差別をも含む諸差別が、撤廃されずに社会構造に組み込まれているものとみるべきであろう。差別の社会的機能（本質）は経済的側面からのみ説明されるものではないが、それを明らかにする一環として、生産関係における被差別集団の位置を歴史的に分析する作業は重要であると考える。

しかし近代における部落の具体的実態は、資料の未発掘であつて、実証的にはあまり充実されていない。従来の近代部落史は部落民を半失業的雑業層として一面的に描き、部落の「相対的過剰人口の貯水池」としての側面のみを強調してきた。基本的にこれが誤りであるとは考えないが、生産関係における部落民の位置を問題とする場合、資本主義の発展段階やその再生産の循環局面が及ぼす影響、地域差や性、年齢による階層差などを分析の視点として考慮することが必要である。

現段階における「部落差別の本質」論争は、部落差別が「解放令」以降、いわゆる「半封建的」諸関係を基礎とした「封建遺制」として残り、戦後は基本的に解消過程にあるのか（「国民的融合論」）、それとも資本主義の発展のために温存、利用、再生産され、「内実はまさに資本主義的なものに変化して」残存させられているのかという問題が中心となっている。これに関し既に一九六一年、奈良本辰也氏は「資本の側に意識して部落差別を再生産してゆかなければならぬ必然性は今やないものになった」と述べ、今日に至るまで決着をみない問題を提起したのである。

原理的には資本主義は階級差別以外のどんな差別も再生産しなければならない構造的必然性は持たないと見える。にも拘らず現実には資本主義発展の過程で新たに創出された被差別集団も含み、性、民族、人種などによる差別が基

本稿は日本資本主義発展の中で極めて重要な位置を占めた紡績工業において、部落の存在がどのような形で利用されたのかを明らかにしようとした試みである。この疑問に答えることは取りあえず絶えず主張されてはいるが、実証性に乏しい「部落差別と日本資本主義の関係」をいくつが必要である。

一、紡績資本形成・確立過程の労働力 給源と被差別部落

一八八三年、大阪紡績会社が大規模經營（一万五千疋）、蒸気動力採用の純然たる民間企業として操業を開始した。そして八〇年代末期から紡績業は大阪地方を中心に急速に発展し、機械制大工業としての確立をみた。

さて、近代紡績業としての大坂紡績会社は「大量の都市ないし都市的貧民層の滞留地に立地した」のであり（西成郡三軒家村）、その労働力給源は「都市貧民窟の貧民と子女」であった。当時、大阪の代表的「貧民窟」＝スラムは、一八八六年から八九年までの四年間に四、一五五人の

流入をみて、九〇年には九、九八八人の人口を数えるに至った名護町であつた。一八八九年に大阪毎日新聞は「昨年の末より今春に掛け紡績、鉄道、燐寸製造等の事盛んに起り其他へも人夫を要することの増加して何れも競ぶて同町辺へ抱主の手を回はし」と、名護町が紡績労働者の給源となつてゐることを報じてゐる。

東京においても八〇年代末頃、浅草の「貧民」居住区橋場から鐘淵紡績（東葛飾郡隅田村）の通勤女工となつてゐるもののがいた。また東京紡績会社（深川区大工町）のように、一度成立した寄宿制を「近傍に貧民の多く居住する」条件のもとで廃止した事例もみられる。形成過程における紡績資本はその労働力を、原始的蓄積過程下の農民層の分解、流出によって急速に膨脹した都市スラム、およびスラム化しつつあった近郊農村地域の貧困層からの通勤工に大きく依存していた。

ところが隅谷三喜男氏は「貧民」とひとくちで呼ばれるものには「明確に異なる三つの社会層が包括されていた」とされ、それを職業的に「貧民」（不安定な不熟練肉体労働者が中核）、「組民」（定職を持った職人層が中核）、「窮民」（救恤対象層）に区分されてゐる。そして「組民は賤民であつて、（略）身分的差別に基いた概念である」とそれでいるが、この「貧民」が「エタ」系被差別民であるの

か、「非人」系被差別民であるのか、それとも両方を指すのかは明らかでない。明治前期に急速に膨脹したいわゆる「貧民窟」のほとんどは徳川期の賤民身分居住区を核としており、「都会に貧民窟と言ふ可きものがあるならば、それは特種部落より発達して居る（路）日本に於て實際純平民の貧民窟は無い」と云つて然る可きである」とおえいわれてゐる。しかしその核が「エタ」居住区であった場合と「非人」居住区であった場合とでは明確な相違があり、これを同列に論じることはできない。（「非人」居住区の場合も「抱非人」系と「野非人」系とは相違があつたと考えられる。）職業的に前者は隅谷氏の云われる「組民」的、後者は「貧民」的性格が比較的強かつたといえるが、これは極めて重複しており、明確に一線を画することは不可能である。前者の場合、小マニニ経営者（親方）の存在がありえたことがひとつの一相違であつたといえる。しかし決定的な相違は「非人」居住区を核に形成された地域の多くが被差別の性格が比較的希薄で開放性のある近代的スラムに転じたのに対し、「エタ」居住区を核とした地域は「身分」的差別状態から脱しえず、被差別部落として再編成された点にあらう。

上記の名護町は「乞食非人」居住区を核に形成されたスラムである。この名護町に隣接して西浜部落があつた。名

護町と異なつて西浜から紡績女工として採用されたという資料は、一九一七年（大阪府教諭課「部落古帳」）以前では今のところ見出せない。スラムは紡績労働者の給源となり、部落はならなかつたとするなら、その原因はどこに求められるのであるうか。一八九〇年代においてなお、「職工なるものは最下級の業務にして、穢多にも劣れるならんとの観念」⁽¹¹⁾が一般的であり、工場労働者の社会的地位が極めて低かったのみならず、「工場労働者の収入水準と『貧民窟』住民の収入水準がまったく同一」⁽¹²⁾であったのである。また周知のようす紡績業においては急速に労働力需要が拡大し、労働力不足が一般化しつつあつた。この状況下、大阪および近郊の部落において紡績労働者の創出がみられなかつた原因を単に「労働市場からの排除」という形態の差別に求めることは余りにも速急な結論であると考える。

西浜についていえば、この部落は江戸時代より皮革産業の全国的中心地として栄え、明治に入つてから軍需と結び付いた政商皮革資本の圧迫をうけながらも、皮革産業は依然として重要な地位を保つてゐた。「一村挙て老若皆此業に従事せり」といわれ、大阪の重要な産業のひとつであった皮革業の一八九五年生産額一三八万円のうち、「三分一弱は他に属し其の二分の一強は旧渡辺村乃ち現今の西浜町の産出と見るも誤謬なきもの」⁽¹³⁾と報告されている。西浜の住

民の大半は製革、靴の家内工業、小マニニ労働者、履物修繕、脣皮加工の職人などとして、地主、高利貸やマニニ經營者を兼ねた少数の問屋制商業資本家に従属させられ、その生活は貧困であった。大阪商業会議所調「大阪業別平均賃銀指數累年表」から逆算すると、一八九三年の大阪の靴工平均賃金は三〇錢三厘⁽¹⁴⁾と低く、製革工は「熟練を要する靴工」とくらべて、労働賃金はきわめて安くて半分以下」、その上収入が不安定であり、「仕事にさへ出れば親方から廿錢や廿五錢の部割を貰へるが、雨の降る日は一文にもなら」⁽¹⁵⁾ないという状態であった。

西浜のようすに皮革産業などの伝統産業が存在した部落では、部落民がこれに組み込まれ從属してゐたことが、その貧困にもかかわらず、部落外の賃労働者として登場してこなかつた基本的原因であったと考えられるのである。むろんすべての部落に部落内労働力に依存した伝統産業が存在していたわけではなく、西浜のようすに部落内産業が大きな比重を占めていたところはむしろ例外的でさえある。しかし地理的には紡績業の労働力給源となりえたはずの阪神地方の他の都市部落においても、紡績資本の形成・確立過程における紡績女工の創出はなかつたとみられる。だがこれはこれらの部落で部落外賃労働者が全く創出されなかつたということではない。阪神地方都市部落の婦人労働力は、

紡績業とはほぼ同時期に急速な発展をとげ、且つ紡績業よりさらに低賃金、非衛生、危険で蔑視されていた産業、すなわちマッチ工業に吸収されたのである。

一八七六年頃から生産の始まったマッチは既に八〇年に三七〇万円の輸出額に達し、その後一時落ち込むが、生産額、輸出額ともに八九年以降急激な上昇をみせ、重要輸出産業としての地位を確立した。そしてその手工的工場工業、および問屋制的家内工業の性格故、多くの労働力を必要とした。一八九四年には大阪に三七、兵庫に四六のマッチ工場があり、その労働者はそれぞれ六、一七一人（女工六九・一%）、一三、〇〇三人（女工七三・五%）の多さを数えた。またこれらの工場労働者以外に大阪五、四九三人、兵庫二一、五〇〇人の内職者がおり、全国のマッチ工場労働者、内職者の八一・三%が大阪・兵庫に集中していた。

周知のように「燐寸工場ハ多クハ市街ニテモ所謂町端ニ位シ貧民部落ト相遠カラサルヲ例ト」し、その「労働者ハ貧民社会ヨリ出ルヲ通例シ燐寸業ト貧民部落トノ間ニハ離ルヘカラサル一種ノ関係⁽²⁴⁾」があつたのである。そして「燐寸職工ハ女工及ヒ幼年工其大多数ヲ占メ」ていた。一八九六年の大坂私立衛生会調査によれば、大阪府下マッチ工場労働者の六四・九%が女性、一一・五%（紡績業では四・五%）が十二歳未満の児童であった。このような貧困

用されたので子供の多くは就学せず、あるいは登校前と放課後マッチ工場で働き、子持ちの婦人は子供を背負って工場へ出た。仕事の内容は箱詰めと包装が主であり、賃金は出来高制で、一九〇八年頃箱詰め一枚（百二十箱）で九厘であった。労働時間も休憩時間もはつきり定められてはいなかつたが、十二時間労働が普通であり、昼は家へ帰つて粥を食べる人が多かつた。箱張りの内職は番町では行なわれず、すべて工場労働に従事した。番町の男性はマッチ工場では働くかず、ほとんどが日雇、沖仲士などの不安定な仕事に従事していた。マッチ工場の仕事があつたのは一九二六年頃までで、その後はゴム工場で働くようになった。紡績工場には「紡績いうたらもう恐いもんみたいにここらいいよりましめたもんない」ということで行く人はいなかつた。

「燐寸職工事情」に述べられている「燐寸工場ニ於ケル各職工ノ労働時間程不規則ナルモノナシ⁽²⁵⁾」という状況が上の聞き取りからも確認できる。これが初期から昼夜二交代制を実施し、労働時間がはつきりと規定されていた紡績業と比べたマッチ工業の際立つた特徴であった。そのため「紡績女工は、その労働態様からして、燐寸職工に比べて、都市貧民層の婦女子の職業として適していなかつた」という指摘は少なくとも既婚者に関する限り正しいであろう。しか

層の婦人・児童労働力への依存がマッチ工業における極端な出来高制低賃金を可能たらしめたのである。大阪の紡績女工の賃金が十銭を越えていた一八九〇年頃、十一時間労働でマッチ箱張り（七五〇箱）はわずか三銭五厘、箱詰め（一四〇〇箱）は八銭という低賃金であった。特にマッチの箱張りは当時の貧困層の代表的内職であり、名護町においては一八八八年、就業女性の一六・五%がマッチ関係の仕事に携わっていた。

しかしマッチ工場工業はスラムよりもむしろ部落との関係が深かつたのであり、大阪、兵庫のマッチ工場の多くは部落に隣接して建てられた。明治初期にはマッチそのものが不淨物視されていたが、それ以降も「マッチ製造業自体が×視され、神戸においてその従事職工に『マッチ×××』の称さ⁽²⁶⁾」あつたのである。また「錢湯やでは皆黃燐の職工の入浴はお断りすること常⁽²⁷⁾」であつたともいわれている。この時期におけるマッチ産業と部落との関係を明らかにする統計資料はないが、一九〇一年に神戸の番町部落で生れ、五歳のときよりマッチ工場で働いたH・Hさんの聞き取りによって次のことを知りえた。

番町では既婚者も子供も、ほとんどの女性が近くのいくつかのマッチ工場で働き、御藏マッチ工場では女性労働者約百五十人すべてが番町出身であった。年齢に関係なく雇

しマッチ工業と都市貧困層、とりわけその中心地であった阪神地方における部落との密接な結合はより根本的にマッチ工業が悪臭、火傷、毒物使用による職業病（燐毒類）などによって極めて非衛生、危険な産業であり、その従事が社会的差別の対象であつたところに求められるべきものであると考える。

たしかに紡績業は「植民地＝印度以下の的な労働賃金と肉体消磨的徹夜業⁽²⁸⁾」の言葉で形容されたように、低賃金、悪労働条件の典型であった。しかし現実にはまさに紡績以下の賃金、労働条件に規定されたマッチ工業も存在していた。しかもそれが重点的に立地した地域は紡績業の中心地とも重なつていて、その地域において部落民に対する差別は労働者化そのものの阻止としてではなく、最も低賃金、悪労働条件の産業部門としてのマッチ工業への駆逐として表面化したのである。

とつては「自由にしうる労働力」となりえなかつたためだと考える。

紡績工業の勃興によつて一八九〇年頃には労働力需要が都市貧困層からの募集だけでは満たされなくなつてゐた。労働力給源は次第に遠隔地に求められるようになり、それに伴ひ、寄宿舎制度が普及し、紡績労働者の主要な形態が通勤工から「出稼型」寄宿工に変化した。しかし遠隔地募集も急速な労働力需要の増大を直ちに解決するものではなく、苛酷な労働条件による紡績労働者の極めて高い移動率にも基因して、一八九五年頃から周知の「女工不足」、そして「女工争奪」が本格化した。

この労働力の不足と遠隔地募集が一般化していく時期、部落が紡績業の労働力給源となつてゐたか否かを明らかにする資料はほとんどない。よく知られているのは横山源之助が『日本の下層社会』の中で紹介している天満紡績の例である。それによれば一八九七年、「石川県より新平民の児女を募集し帰り、為に他の職工は『新平民の児』と共に操業するを喜ばずして同盟罷工を企て、大に紛擾を起せる」ことある。しかし同書附録「日本の社会運動」において横山は同年十二月発表の農商務省統計を引用しており、それによると「社員中石川県人は加賀乞食なるを以て度外に使役

し給金低薄にするも可なりと言ふを聞きしに因る」と報告されている。この一八九七年八月十六日に起り、「警官の説諭に依り即日落着⁽³²⁾」したといわれる天満紡績争議の明細は明らかではない。山本四郎氏作成の「明治前期労働争議概要」表によれば、「石川県人を悪罵したことから同県人一〇〇余名スト」とある。その出典は時事新報一八九七年八月二九日号である。前回来日した時、東京で東大の明治新聞雑誌文庫、および国立国会図書館で同新聞を閲覧したが、東大には山形版、国会図書館には東京版しかなく、両版ともに天満紡績の争議に関する記事は見い出せなかつた。また京都の同志社大学図書館にも東京版しかなかつた。これから時事新報の大坂版を探して見なければならぬ。

この天満紡績の争議が部落民と共に就労することを拒否して起つたのか、部落民採用による賃金、労働条件の引き下げに端を発したのか、それとも差別に反対して立ち上がつた部落出身労働者の争議であつたのかは明らかではない。しかし何れにせよ、紡績労働者の争議がまだ少なかつた一八九〇年代に、部落差別に関係した争議が起つてゐることは重要である。もちろんこれだけの資料をもつて部落から紡績労働者が創出されていたとするには足りない。しかし横山源之助がいうように、当時は「募集に窮せば乞食

にても何にても手当次第伴ひよく⁽³³⁾」状況であつたのであり、部落民の採用によつて労働者を「度外に使役し給金低廉にする」こと、ひいては分裂を助長することが可能であつたとすれば、これはまさに資本の論理にかなつてゐたといふべきであろう。

上記の例以外には、一九〇〇年頃滋賀県滋賀郡（現大津市）の竜華部落から少女たちが小学校校長の斡旋により、堺の紡績工場へ送り込まれていた例を知るのみであるが、一八九〇年代末期には農村部落においてある程度の紡績労働者の創出があつたのではなかろうか。しかしそれは部落出身の隠蔽が可能であった出稼女工に限られていたようである。

岡山県では一八八九年に倉敷紡績所が操業を開始したが、その工場設立に際して近くの都窪郡菅生村子位庄（現倉敷市）の部落民が建設労働者として雇用された。しかし

⁽³³⁾つけ」応援をしている。

また広島県においては一八九七年、佐伯郡大柿町大君に朝日紡績能美工場（一九〇〇年大阪合同紡績能美支店となる）が設立され、その労働力は地元から確保されていた。しかし同村柿浦出身の山本政夫氏は「紡績ねえやんの中に、私達の部落の娘はただ一人もいなかつた」とその自伝に記し、「大君の紡績工場が、私達の部落の者を初めて採用したのは、昭和五、六年頃のこと」であつたとされる。山本政夫氏からの聞き取りによれば、地元の紡績工場には雇用されなかつたが、日露戦争後、一九〇五年以降は募集人が部落へ来るようになり、大阪や岡山の紡績工場へ行く部落の少女が増えたということである。そして最盛期には部落の娘の半分以上が東洋紡績四貫島工場などの女工となつてゐたそうである。

二、紡績資本の独占形成・確立と労働力給源としての被差別部落

労働者としては部落から「女子が数名採用されたのみ」ということである。倉敷紡績では一九三二年に争議が起こつており、その時には倉敷市名田水平社員（約四十名が駆け

ノ欠乏ヲ來シ）（一八九三年）、工場増設をしても「全運転ヲ為スニ至ラザリシハ全ク職工ノ充分ナラザルニ因ル」（一八九五年）といつては部落から「女子が数名採用されたのみ」ということである。倉敷紡績では一九三二年に争議が起こつており、その時には倉敷市名田水平社員（約四十名が駆け

ノ欠乏ヲ來シ）（一八九三年）、工場増設をしても「全運転ヲ為スニ至ラザリシハ全ク職工ノ充分ナラザルニ因ル」（一八九五年）といつては部落から「女子が数名採用されたのみ」ということである。倉敷紡績では一九三二年に争議が起こつており、その時には倉敷市名田水平社員（約四十名が駆け

ノ欠乏ヲ來シ）（一八九三年）、工場増設をしても「全運転ヲ為スニ至ラザリシハ全ク職工ノ充分ナラザルニ因ル」（一八九五年）といつては部落から「女子が数名採用されたのみ」ということである。倉敷紡績では一九三二年に争議が起こつており、その時には倉敷市名田水平社員（約四十名が駆け

格化した。一九〇三年から一四年の間、紡績労働者は七三、六三一人から一四、四一四人に増え、労働力構成の面では、寄宿女工の比重が一層高まつた。募集の形態は細井和喜蔵の分類を借りると一八九五年から一九〇五年頃までは「自由競争」であり、それ以降は「女工募集方法が以前よりも永続的」な「募集地保全時代」へ移行した。

さて、独占形成過程に入つて設立された鐘淵紡績京都工場には当初から多くの通勤工が隣接する田中部落から採用されていた。一九〇六年に創立された田中の夜学校では、生徒に鐘紡に通うものが多いため、授業開始時刻を退社時刻に合わせて決めていた。⁽⁴⁵⁾ 田中出身の三木一平氏の話によれば、昭和初期頃まで田中の未婚の若い女性の八割ぐらいまでが鐘紡で働いたのではないかということである。また同じく田中出身で鐘紡での労働経験がある朝田善之助氏の自伝によれば、「採用にはあまりひどい差別はなかつた」、「採用しなくなつたのは昭和五年（一九三〇年）六月の鐘紡争議でクビを切られた連中を水平社が応援してから」ということである。

一九三〇年四月から六月に掛けて、「温情主義」の労務管理で知られた鐘紡の各工場で争議が起り、水平社はこれを応援している。全国水平社本部は「鐘紡応援声明書」を発表し、広島県連は「対鐘紡広島無産者団体闘争同盟」に

美郡赤岡町⁽⁴⁶⁾、幡多郡佐賀町⁽⁴⁷⁾や同郡大方町（後述）の漁村部落から神戸や大阪の紡績工場へいくよくなつた。岸和田紡績に関しては後述するが、兵庫県南但島の朝来からも昭和に入つて女性の「ほんどうが岸和田紡績とか神戸の方の紡績」へ行つていたことである。

部落の労働力を積極的に雇用しようとした例としては天満織物がある。天満織物城北工場は一九一七年六月から紡機七、七四四錘、織機四三〇台の兼営工場として運転を開始したが、同年四月の大和同志会機関誌『明治之光』は「部落女子の大福音」と題して次のように報じている。

「東成郡城北村毛馬に新築工場を完成せる天満織物株式会社に於て今回女工手の大募集を行つて居る、（略）田下城北工場は全部部落の女子を以て充つるの計画だと云ふ」。また「本社は募集員がない、現存は香川県、兵庫県、大阪府、徳島県、広島県等より女工が専ら集まつて居る、（略）部落の方からも大分来て居る」という天満織物の人事係主任談が載せられている。ところがその後城北工場の必要人員千二百人は確保できず、同年八月女工四百人不足のもとで天満織物人事係主任は奈良市西阪町の明治之光社を訪れている。そして『明治之光』九月号は、その人事係主任が「部落方面に出張せらるゝから部落の有司が快く氏に面談して改善の一助として出来得るだけ女工を委托するの方針

参加、岡山県連はその第八回大会において「鐘紡減給反対」の件を可決し、福岡では水平社が「鐘紡減給反対福岡共同闘争協議会」に参加した。また京都の鐘紡争議に関しては、「デモの先頭に、或は暴力団との対抗に最も勇敢に応援したのは田中支部であった」といわれている。水平社のこのよつた組織を挙げての争議応援の後、鐘紡が部落民を採用しなくなつたことは充分に考えられるであろう。

ところで一九一〇年代になると、各地の農村部落に出稼紡績女工の創出がかなりみられるようになる。愛媛県喜多郡長浜地方では「中流以下の婦女子は阪神地方に於ける紡績会社其他の工女となりて出稼ぐもの多く十九日の如き長浜櫛生の特殊部落婦女子二十余名名神戸の同社へ向ふ」と一九一一年十一月の愛媛新報は報じている。広島県佐伯郡大柿町については上で述べたが、他にも賀茂郡竹原町（現竹原市）から大阪の摂津紡績へ、同郡大和町から倉敷の紡績工場へいっている例がみられる。和歌山県では日高郡南部町芝崎から大阪、南紀の和深、本宮から岸和田などの紡績工場へ、岡山県久米郡弓削町（現久米南町）からは県内や大阪の紡績工場へ、また岐阜県稻葉郡黒野村（現岐阜市）へは「鐘ヶ淵の女工募集に周旋人がやつて来て」、数名鐘紡東京工場へいったことなどが聞き取りや自伝によつて明らかである。高知県ではやや遅れて一九一〇年代末頃から香

を探るよう勧めている。

上記のことから天満織物は主に奈良県下の部落で女工募集を行なつたと思われるが、果してどれだけの労働力を部落から確保していたのかについては明らかにすることはできなかつた。『明治之光』は「重役諸氏が部落に好意を持って改善の実を挙げたいと常に同情心を以て遇して居らる」と、天満織物を贅美しているが、全国の融和運動関係者が読者とする約二千部發行の融和団体機関誌を利用することによって、同社は工場新設に伴う労働力不足に対処し、募集費の軽減も計らうとしたものと考えられる。

以上みてきたように、紡績資本の独占形成期にあたる一九一四年前後には、関西各県の農村部落に大阪、兵庫などの紡績工場の出稼女工となるものが徐々に増えたと思われる。但し大阪府について多数の紡績工場が立地した兵庫県では、農村部落における紡績労働者の創出がかなり遅れたのではないかとみられる。一九二三年には「女工の中に少數の部落出身もいた」姫路市福島紡績で差別事件が起り、飾磨郡花田村高木と城南村庄田の両水平社が糾弾した例がある。しかし兵庫県において、「部落の婦女が近時著しく紡績会社等の方面に行く」と報告されているのは一九三二年に至つてからである。この時期、兵庫県清和会によつて「部落經濟調査」が行なわれたが、それによると朝

来郡生野町真弓部落では、男女合計二二八人の部落内就業者に対し「三人の「出稼女工」（紡績女工とは限らないであろうが）があり、一九三〇年代初めには兵庫県の農村部落においても紡績労働者が増大している状況が窺える。

一九一八年の米騒動以降、融和対策が強化されていくなかで、融和団体、官憲による各種の部落調査が実施されたが、これらの調査は部落内居住者のみを対象としている場合が多く、部落からの出稼者を把握するにはほとんど役立たない。そのため一九二〇年代における部落と紡績業との関係を資料的に裏付けることは難しいが、基本的には一〇年代中半からの状況が引き継がれたのではないだろうか。そして二〇年代には地域によっては都市部落においても紡績労働者が増大したものとみられる。

一九二三年発行の井上貞蔵著『貧民窟と少数同胞』には「私の見て廻った工場の中で少數同胞を全く別の工場に収容して普通民とは隔離してをく紡績工場があつた。（略）それでも少數同胞を使ふ工場は兎に角よい。全然採用しない工場が数多いのである」と報告されている。だが同書には、名古屋市熱田断夫山の部落に「下駄歯入」六七人、「草履造り」六〇人について多い職業として「紡績女工」二三人がいたことも紹介されている。岡山市花畠部落では一九二五年頃の職業調査によれば、販労働者の中では

豊富な統計資料に基づき、近代東京における部落の経済的変遷を究明した大串夏身氏は、「独占資本主義段階に入ると、貧民街にはほとんど販労働者はみあたらなくなる。（略）都市部落は基本的に不熟練肉体労働者の滞留地であったと言えよう」と結論付けている。しかし少なくとも紡績業の婦人労働者に関する限り、西日本の都市部落についてはこれは必ずしも当てはまらないのではないか。

以上、断片的資料の羅列に終始したが、以下では部落の婦人の聞き取りによって具体的となつたことを中心に、大阪府泉南地方における紡績業と部落との関係をみる。

三、泉南地方被差別部落と紡績業

「紡績及び繰糸紡績職工が最も多」、「都市に近い部落は紡績工、機械鉄工其の他近代労働者が激増しつつある」と、具体的な数字は示されていないが、報告されている。⁽⁷³⁾ 京都市社会部が一九三七、三八年に実施した「京都市における不良住宅に関する調査」においても紡織労働者六五人がいた。大阪市住吉部落では「十三歳から二十歳ごろ嫁に行くまでの娘が」通勤女工として巨大企業、東洋紡績で働いていた。また大阪の加島からは「若い娘たちは近くの小津武林起業（細糸紡績）」へ大正期から働きにいくていた。奈良県部落解放研究所の聞き取り調査によると山粕（曾爾村）から部落の娘の半分ぐらいが愛知県の紡績工場へ行つたとのことである。長崎市でも浦上部落の婦人が近隣の紡績工場で働いていたと報告されている。また宝塚市内の部落では「娘がほとんど、岸和田の紡績工場へはたらきにいきました」と聞き取りによって明らかにされている。全国水平社第九回全国大会（一九三〇年）における中央常任委員会提出の「運動方針書大綱に関する件（草案）」は、「大規模生産による会社・工場へ労働に行く人はごく小部分である」としながらも、部落女性の多く従事する職業として「下駄表つくり、繭殻拾い、製糸・紡績工場」の女工をあげており、部落において一九二〇年代に製糸・紡績労働者がかなり存在していたことを裏付るものといえよう。

支配されていたといつて過言ではない。

泉南地方の部落の概観を述べると、島村（堺市）、北中通村、南中通村（現泉佐野市）、鳴滝村（現泉南市）、淡輪村、多奈川村（現岬町）に部落が存在し、その人口は一九一〇年代中頃には約五千人を数えていた。職業的には小作農、日雇、表作り（貢稼）、煉瓦職人（鳴滝）などが主であった。泉南地方部落の特徴としては、その保守性が上げられる。一九一〇年に改善団体として島村青年会が創立されたのに始まって、各部落で青年会や在郷軍人会がかなりの影響力を持つっていたようである。一九二四年には大阪府下最初の融和団体として泉南郡誠和会が発足し、二八年に府知事を会長とする大阪府公道会が創立されると、その泉南支部として活動を続けた。そのため泉南地方は大阪府下で水平社が組織的影響力を持ちえなかつた唯一の地域である。だが農民運動はある程度の展開があり、多奈川村では一九二二年六月に「郡内に於ては最初」の「堺村一致の小作組合」が作られ、北中通村鶴原では二四年に日本農民組合支部が設立されている。

女工手は必ず周旋する」という条件のもとに、一九二四年従員六〇人の織物工場を部落内に誘致した。その自伝によれば、「寄宿生活をなしつつ織布工場や紡績工場で働く者が大正五年ごろに少くとも二十五人ほど」峰地蔵から吉見里（吉見紡績前身の谷口織布か）や春木（岸和田紡績春木工場か）へ出ていたため、「他郷に出稼させず、父母の膝下に居りながら働き得られる設備」の必要を感じ、工場の設置を思い立ったという。⁽⁸⁵⁾ 以上のことから一九一五年頃、峰地蔵の若い女性の多くが紡績・織物工場の労働者となっていたことが知られる。聞き取りによってこの状況は泉南の他の部落にも共通するものであり、特に岸和田紡績の春木・野村両工場に部落の女性が多く働いたことが判明した。

一八九二年に岸和田紡績本社工場が設立された際の「大阪府知事へ提出ノ願書」には、泉南地方の「中産以下タル者ノ家計、日亦一日、層亦一層、弥々困難ヲ極ムルノ状態ニ有」り、「当地方ニ於ケル就業ノ策ヲ求ムルハ急務中ノ急務」であるため、「紡績会社ヲ設立シ、（略）地方婦人就業ノ途ヲ与ヘ候素望ニ有之」と、「貧民救助」が工場設立の一目的としてかかげられている。横山源之助が『日本の下層社会』の中で引用している一八九七年の「紡績職工事情調査」によると、大阪府下十六の紡績会社のうち、日

給五銭以下の女工がいたのは岸和田紡績と野田紡績のみであった。十六社平均で日給七銭以下の女工の比率四・三%、十七銭以上の比率九・〇%に対し、岸紡は他社に比べて幼年労働者が特に多いわけでもないのに、それぞれ一〇・五%、〇・五%となっており、いかに低賃金であったかが知れる。また大阪職工教育会の一八九七年調査によれば、朝日、摂津、大阪、野田、平野の五紡績会社における「無教育ノモノ」の比率が三五・八%であったのに対して、岸紡では五六・六%とそれを大きく上回っていた。なお、岸紡の製品の中心は粗悪な輸出向太糸であった。

創立当初から一九三一年まで岸紡の社長であった寺田基与茂の経営理念、労働者に対する感覚がいかなるものであったかは、彼の次の言葉に表されている。「職工なども余り高給をやると却て怠けたり休んだりして身のためにも会社のためにもならぬ」、「安く働かうといふものがあるなら、それが済州島人だらうが琉球人だらうが一向構はぬ」。

事実、岸紡は早くから朝鮮人労働者の登用に着眼している。朝鮮總督府庶務部調査課の「阪神・京浜地方の朝鮮人労働者」によると、一九一八年には朝鮮から女工を連行している。そして朝鮮人女工は「食事、住宅等に美味佳良を望まず、生活程度至って低く、内地人女工に比して賃金も亦低廉で、比較的成績良好であった」ため、その後朝鮮人

労働者を増加させ、一九一四年には七八七人と大阪府下で最も多くの朝鮮人労働者を使用する会社となつている。当時、岸紡における朝鮮人労働者の一日平均賃金は男工九〇銭、女工九五銭であり、一九一四年の岸紡四工場の平均賃金、男工一円三一銭、女工一円〇三銭に比べて明らかに低い差別賃金であった。⁽⁸⁶⁾ 岸紡は「朝鮮人紡績」とも呼ばれ、その「賃金の低さと労働条件のひどさは、泉州の紡績業界でも有名であった」といわれている。

岸紡での労働経験を持つ部落の婦人たちの聞き取りから明らかになつたことは、労働者の出身地が主として朝鮮、沖縄、鹿児島、高知、愛媛であり、その中でも朝鮮と沖縄の人人がとりわけ多かつたということである。工場では寄宿舎の二階は朝鮮、沖縄の人の部屋のみで、食堂で坐る場所も、風呂も別であったという。沖縄出身の女工は「手に入れ墨して、帯は前で結んで、言葉は通じない」全くの「外国人」として彼女たちの目に映つていたのである。

ところで、比較的近辺から岸紡の寄宿工となつていたのはほとんどが部落出身者に限られたようである。岸紡で働いた経験のある多奈川や泉佐野の部落の婦人は、近くの部落以外の村から岸紡の寄宿工となつた人はいないと証言している。また和歌山県出身の女工も多くが伊都郡、那賀郡などの部落出身者であったという。なお、和歌山県では部

落の婦人が県内の紡績工場で働いていたようであり、一九二四年には日高紡績で差別事件が起り、水平社がこれを糾弾している例がみられる。⁽⁸⁷⁾

泉南地方では「早くから紡績業で働く人間は価値が低いものである」ということが、社会状況として成立していた」といわれ、紡績労働者は「ブタ」という蔑称を以て呼ばれてゐる⁽⁸⁸⁾。これは紡績労働者の多数を占めていた朝鮮人、沖縄人、部落民に対する差別意識が、紡績労働者そのものへの蔑視となって表出したものと捉えるべきであろう。紡績資本にとってはこのような差別の存在が、低賃金、悪労働条件を維持させ、搾取を強化する基盤となつていたのである。

岸紡は一九一四年には岸和田、堺、野村、春木に工場を持ち、十三万五千疊を数える六大紡につぐ大企業となつて行った。この岸紡の野村工場には泉佐野市鶴原・下瓦屋の部落から、春木工場には岬町多奈川の部落から多くの女性が寄宿工として雇用されていた。春木工場には泉南市鳴瀧、泉佐野市櫻井、貝塚市東の部落の女性も働いており、泉南地方の全部落が岸紡との関係があつたといえる。

寄宿舎では一部屋（十二畳）に八人から十二人が入つており、鶴原・下瓦屋の人は二部屋、多奈川の人は三部屋に分れて入つていたとのことであるから、若い女性のほとん

どが岸紡で働いていたことになる。その就業経路は募集である。女工募集の方法は「会社の社員自ら募集地へ出張り直接募集に当る」「直接募集」と、「募集人」という職業者に委せて「了ひ、会社は彼から女工一人幾何で貢ひ取る」「嘱託募集」とがあった。泉州の部落での募集形態は岸紡の社員による「直接募集」であった。募集に際しては「支度金」などは全くなく、工場までの電車賃が負担されたのみである。紡績会社にとって遠隔地募集は社員出張費もしくは募集人費用、応募者旅費や「支度金」（後に賃金から差し引かれる）など、多額の経費を要し、女工一人の募集費はその賃金約二ヶ月分に匹敵したといわれる。工場からさほど遠くない地域（最も遠い多奈川の人でも休みで家へ帰るときは二十銭の電車賃節約のため一晩かけて歩いた）での労働力確保によって、岸紡は募集費を大幅に軽減したのである。

部落の婦人たちが紡績工場で働き出した年齢は十二、三歳からが多い。しかし年齢を偽ったり、親の名前を使って十一歳ぐらいで女工になつた人もいる。会社側もそれは承知で、工場検査のときには休ませられたとのことである。

工場内での職種はほとんどの人が賃金の低い仕上工程の総操部であり、中心作業工程の精紡部で働いた人は少ない。朝鮮、沖縄の人は主に「労働最も激しか」といわれた

り、岸紡では「春木工場は約五割同野村工場は約六割の欠勤で辛うじて操業を行つてゐる状態」となつた。だが聞き取りをした婦人の中にこの争議に参加したという人はひとり多いなかつた。家庭が貧困であつたために苦しい生活に慣れており、差別によって職業選択の自由が著しく制限されていた部落の女性は、紡績資本にとって従順で「使いやすい」労働力であったのではなかろうか。

時期的に鶴原・下瓦屋の人は一九一四年頃から一四年頃まで岸紡で働いていた。多奈川の人は一四年頃から三八年ぐらいまでだが、やはり二四年頃以降からは採用される人が減少したようである。特に多く採用されたのは第一次世界大戦中の好況期と二〇年恐慌後の二年間ぐらいの時期であったとみられる。周知のように大戦景気による工業発展は労働力需要を急速に増大させた。「工場統計表」によれば一九一四年から一九年の間、紡績会社は一三三社から三七〇社へ、その労働者は一二四、六三七人から二〇四、一九七人へと激増した。しかし「從来職工の供給地と目された

地方に於ても農村の好況家内工業の盛況其他一般の産業著しく勃興せし爲労働力の消化力増進せしかば、管外に供給する労力為に削減せられ」（一九一八年）と報告されてるように、労働力給源としての農村の地位は相対的に低下していた。この状況下、岸紡は地元の部落からの労働力を確保に着眼したものとみられる。

泉州の部落の婦人が一九一四年を境に岸紡であまり働かなくなつた原因については明らかではないが、ひとつには部落の近くに通勤できる他の紡績工場が設立されたからだと考えられる。鶴原・下瓦屋では一九二三年頃から岸紡野村工場に変つて、寺田甚与茂の実弟寺田元吉の經營する佐野紡績の通勤工となる婦人が増えた。この佐野紡績については「労働条件は極めて悪く職工は人間らしい生活は愚か犬猫にも劣る様な状態」（一九二六年の無産者新聞は報じている。鶴原・下瓦屋の婦人は近くの石綿工場にも雇用されており、そこで働いた人の多くは結核に罹ったそうだが、「佐野紡の方が仕事はきつかった」ということである。佐野紡績でも朝鮮、沖縄、鹿児島の労働者が多く、近くからは貝塚の部落の婦人が五〇人ぐらいきていたという。貝塚の女性が多数働いていた背景には、一九二〇年代に草履表生産が急速に衰退したことがあったと考えられる。

多奈川では一九三八年に常谷商店の織布工場（紡績兼営）が設立され、四一年に機械を供出するまで操業を続けた。この工場も沖縄、九州の寄宿工が多かつたが、多奈川の部落の女性も会社から募集にきて通勤工として採用されている。主として「仕上場」で働き、朝六時から晩六時まで

での十一時間労働で賃金は「土方にいくより安かつた」という。

泉南地方は周知のように徳川時代初期より棉作が盛んで農家の副業的家内工業であったが、一八八〇年代末頃から問屋制家内工業＝賃機制度が支配的となり、一九一〇年前後には一挙に機械制工場工業への移行が進展した。問屋制質織業の解体はその従事者の一部を工場労働者へ転化させたが、織物工場の零細性のため、多くの労働力を織物生産から排除もした。泉南郡では一九〇五年から一四年の間に織物工場労働者が三八六人から五、九二二人に増大し、質織従事者は一一、七一人から三六六人へと激減した。⁽¹⁵⁾ このように織物従事者が半減した状況下、紡績業と比較して賤視の対象となつておらず、地元農村から労働力を確保した織物業に部落の婦人が雇用される余地はほとんどなかつた。

鳴滝⁽¹⁶⁾では一八八〇年代まで副業としての綿織が盛んで、それ以降も太鼓機による質織に従事する婦人が多く、一九〇六年には二〇七戸が従事していた。⁽¹⁷⁾ 一五年の戸数が二四〇戸であったことを考へるとほとんどの家で質織が行われていたことになる。一九一〇年頃には部落内に二軒の織物工場が設立され、鳴滝の婦人はそこで働くようになった。

たためなのは明らかでない。和泉紡績では泉南の部落の婦人も働いていない。なお寺田系の会社では上記の岸紡、佐野紡以外にも大阪紡績に鳴滝と樺井から採用された婦人がいるが、寺田紡績へは部落からいっていよいよである。

一九二五年には三重県に岸和田紡績津工場が設立された。この工場でも松坂市東町⁽¹⁸⁾の部落の婦人が寄宿工として働いていたことが聞き取りによつて判明した。岸紡へ行く以前には東町の多くの女性は愛知県海部郡や長島郡の織物工場の女工となつていた。

岸紡津工場では一九三七年六月に争議が起つており、水平社三重県連はこれを応援した。また一九三〇年五月の朝鮮人労働者を主体とした岸紡津工場の争議も水平社（袖水平社と思われる）が応援している。岸紡で差別事件が発覚し、水平社がその糾弾に乗り出した例は一九三四四年にあるのみである。泉南の部落の婦人は、近辺の非部落から雇用されている人が少なく、他の労働者が遠隔地から集まつていたため、部落出身であることを知られずに済み、工場内で差別を感じたことはないという。しかし同一地方から部落民と非部落民とが採用されていた場合には事情が異つた。

一九三四四年六月、岸紡野村工場において高知県幡多郡入

この部落内の工場では織機に足が届かない八歳ぐらいのときから働いたといつ。労働時間は朝四時から晩五時までの十三時間であった。その頃、女の子が誕生すると「五十円さん」といつて喜ばれたといつ。

鳴滝の婦人が大量に部落外の工場で働くようになつたのは一九二〇年以降である。一九二〇年、近くに樽井紡績が設立され、翌年には吉見紡績に合併、吉見紡績樽井支店となつた。この吉見紡績樽井支店織布部の通勤工として鳴滝の婦人は一九二一年頃から働いた。吉見紡績の『就業案内』には「年齢は満十四歳以上でなければなりませんが、尋常小学校を卒業した者は十二歳になれば仕事が出来ます」とある。鳴滝では学校へほとんど行かなかつた人も、吉見紡績へ入るため卒業証書を書いてもらつた。一九二九年七月に深夜業が禁止されるまでは昼夜、夜業と一週間交替で通つた。睡魔が何よりもつらかったといつ。

吉見紡績の寄宿工は沖縄、九州、石川、和歌山の出身者が多かつたそうである。工場近辺からはやはり鳴滝の婦人以外はいつていらない。また吉見紡績には朝鮮人労働者は採用されていなかつた。吉見紡績の経営者谷口房蔵が經營する和泉紡績にも朝鮮人は雇用されていなかつた。これは朝鮮人が差別的に排除されていたためなのか、それとも泉南において朝鮮人労働者が寺田系の紡績会社に独占されてい

野村万行（現大方町）出身の婦人七名が差別を受けた。差別事件の内容は二回にわたつて寄宿舎の便所に「〇〇〇はエタ」と名指しの差別落書きがなされたというものである。この差別事件の当事者であつた婦人たちの聞き取りによるところ、事件の前年、入野本村の武政徳次という募集人に伴われて、近辺の村で募集された女性と共に岸紡野村工場へいった。それ以前から鐘紡兵庫工場に働いており、岸紡に移つた婦人もいる。落書き事件以前にも食堂で同じ机に坐らない、菓子を上げようとしても「きたない」と拒絶するなど、差別が絶えずあつたといつ。差別落書きについては寄宿舎取締りの奥某に訴えたが、全く取り合つてくれなかつた。そのため最年長の西地益子（一九六五年頃死亡）が万行の区長奥本徳次、僧侶上野彰信に手紙で差別事件を報告した。この時点で彼女たちは水平社の存在すら知らなかつた。報告を受けた万行では八幡郡の水平社活動家嵐部寿太郎に相談した上で事件を大阪の全水本部へ知らせた。水平社はこれを「岸和田紡績差別事件」として取り上げ、七月はじめ井元麟之常任を岸紡に派遣した。万行では毎晩のように寺で集会が開かれ、奥本区長が大阪へ出向いた。大阪でも西浜で報告演説会が開催され、西地益子が女工代表として演壇に立つた。事件発生から解決までの約一ヶ月間、万行の婦人たちは工場へ出ることを一切拒否し、水平社が乗り出

してからは寄宿舎の食事も取らず、水平社が差し入れを行なった。

井元麟之氏からの聞き取りによると、この事件には水平社の糾弾をそらすために大阪府公道会も介入していた。融和運動も度々紡績関係の工場において、講演会・懇談会を開催している。例えば中央融和事業協会が日本紡績・山分工場で一九二六年に、山口一心会が宇部紡績で一九三一年に、岡山協和会が鐘紡倉紡の両工場で一九三七年に、高知公道会が高知市天満織物で一九四〇年にそれぞれ講演会を行なっている。井元麟之氏によると特高の近藤某は事件を円満に解決すると称して、岸紡からかなりの金額を受け取ったらしい、そのため免職になったとのことである。事件は七月二一日、岸紡が「融和促進の講演会を開催」、「差別撤廃リーフレットを作成」などの水平社の要求をのんで解決した。このリーフレットは発見できなかつたが、井元麟之氏の執筆であり、一九三六年発行の全水パンフレット「人民融和への道」の基礎をなしたものであつたとのことである。

この差別事件はたまたま表面化し、糾弾闘争が展開されたが、多くの部落出身労働者が無援のまゝ、紡績工場内で差別に泣いたことだけがわからぬ。

泉南地方を例に示したように、部落民は近代産業、大企業経営たる紡績業から完全に排除されていたわけではなく、特に独占段階に至つてからは積極的に採用されさえした。だがこのこと自体は部落差別の解消を何ら意味するものではない。また部落が過剰人口の滞留地として單に低廉な労働力の給源として機能したことじやない。労働運動の高揚、工場法実施など一定の社会政策や企業による「福利」政策を背景として労働者の地位が相対的に向上していった時期に、女性差別をその利潤追求の基礎としてきた紡績資本は、部落民、沖縄県人、朝鮮人を生産に組み込むことによって差別体系の補強を計つたものとみられる。むなわち女性、民族、「身分」といった多層的差別を媒介に、紡績労働者の無権利状態の維持、搾取強化と階級意識抑制が可能であったのである。

(本稿作成にあたり多くを御教示下さいました渡辺俊雄、松下松次両学兄に感謝いたします。尚、本研究は Fonds zur Förderung der wissenschaftlichen Forschung の「ロハムヘルフ九七九七号」にて助成を蒙りました。)

- (1) 馬原鉄男「戦後部落解放運動と解放理論」、『船団』三六〇号、一九七七年、七八～七七ページ。
- (2) 大賀正行「部落解放理論の根本問題」、一九七七年、三一一～三一八。
- (3) 奈良木辰也「部落解放の展望—部落問題の新しい展開についての議論—」、部落問題研究所編『部落問題セミナー』一、一九七〇年、一六六ページ。
- (4) 高村直助『日本紡績業史序説』上、一九七一年、八一～八二。
- (5) 大我周士「貧天地飢寒窮探陰記」、西田長寿編『明治前期の都市下層社会』所収、一九七〇年、一〇八～一〇九ページ。
- (6) 高村直助、前掲書、八〇六ページ。
- (7) 大我周士、前掲書、七一～七二。
- (8) 横谷三喜男『日本労働史論』、一九五五年、一〇六～一〇七。
- (9) 同書、一〇八～一〇九。
- (10) 賀川豊彦『貧民心理の研究』、一九六一年、三八六ページ。
- (11) 『東京田中新聞』一八九一年一月四日。横谷三喜男、前掲書、一五〇ページより引用。
- (12) 津田真澄『日本の都市下層社会』、一九七一年、一一五～一五。
- (13) ルネサンス「大阪渡辺村」、盛田嘉徳『摂津役人村文書』所収、一九七〇年、一二六、二四一。
- (14) 東洋経済新報社編『明治大正国勢総観』、一九七五年、五
- (15) 中西義雄「日本皮革産業の歴史的發展」、鈴木良編『部落問題の歴史的考察』、一九七六年、一八四～一八五。
- (16) 『大阪毎日新聞』一九〇一年十月一九日。盛田嘉徳、前掲書、三〇〇ページより引用。
- (17) 東洋経済新報社編『日本貿易精鑑』、一九七五年、四六六～五七。
- (18) 武知原三「明治後期・在阪勞工團體(一)業種別の一覧表」、五七ページ。
- (19) 農商務省商工局『邊土職工事情』、一九七六年(新紀元社版)、一五三～一五三。
- (20) 同書、一三一～一三二。
- (21) 森喜一『日本労働者階級状態史』、一九六一年、八三～八四。
- (22) 大我周士、前掲書、一一一～一一二。
- (23) 鈴木梅四郎「大阪名護町貧民遊説考察記」、西田長寿、前掲書所収、一一五。
- (24)(25) 小宮正琢『『日本中小工業研究』一九四一年、一九〇～一九一。
- (26) 一九七九年二月一日、神戸市で開かれた。
- (27) 農商務省商工局、前掲書、一三四。
- (28) 能塚正義『明治前期の大阪地方における紡績女工不足と寄宿制度の成立』、『経済討論誌』第一五卷一・二号、一九七七年。

- (29) 山田盛太郎『日本資本主義分析』、一九四九年、一五七頁。

(30) 横山源之助『日本の下層社会』、一九四九年、一九九ページ。

(31) (32) 同書、二〇九ページ。

(33) 山本四郎「明治初期の鉱山労働および労働運動」、明治史料研究連絡会編『明治前期の労働問題』、一九七七年、一一一六ページ。

(34) 横山源之助、前掲書、一九九ページ。

(35) 滋賀県同和問題研究所研究部「明治以後の政治の差別性」(6)、「滋賀の部落」三十号、一九七八年、九ページ。

(36) (37) 永山卯三郎編『倉敷市史』第十一弾、一九七四年、一五六～一二七ページ。

(38) 久見彰彦他「岡山県水平運動史」、部落問題研究所編『水平運動史の研究』第五卷、一九七一年、二五八ページ。

(39) 「社会運動通信」六八三号、一九三一年一月三十日。

(40) (41) 山本政夫『我が部落の歩み』、一九七八年、八、一一一ページ。

(42) 一九七九年一月一七日、東京都で聞き取り。

(43) 高村直助『日本統治業史序説』下、一九七一年、一九七一五、一二四ページ。

(44) 同書、一一〇ページ。

(45) 細井和喜蔵『女工哀史』、一九五四年、五三～五八ページ。

一九七九年五月一五日。

(46) 朝田善之助『差別と闘ひつづけ』、一九六九年、一四八ページ。

(47) 一九七九年一月七日、京都市で聞き取り。

(48) 朝田善之助『差別と闘ひつづけ』、一九六九年、一四八ページ。

(49) 小早川明良編『広島県地域の部落史、部落解放運動史年表草稿(近代編)』一九八〇年、一〇一ページ。

(50) 渡部徹、秋定嘉和編『部落問題・水平運動資料集成』第二卷、一九七四年、五一八ページ。

(51) 「社会運動通信」一八九号、一九三〇年五月一五日。

(52) 渡部徹、秋定嘉和編『部落問題・水平運動資料集成』補巻一、「一九七八年、一〇〇五ページ。

(53) 高市光男編『愛媛近代部落問題資料』上、一九七九年、六四ページ。

(54) 広島部落解放研究所編『広島県被差別部落の歴史』、一九七五年、一四四ページ。

(55) 『解放新聞広島県版』一九七三年五月十四日。

(56) 和歌山県高等学校第四ブロック同和教育研究協議会編『今までや歸やみやむかし古事記に学ぶ差別の話』、一九七四年、六一ページ。

(57) 中上健次『紀州一木の國・根の國物語』一九八〇年、七五、一二四ページ。

(58) 高山秀夫「美作地方の水平運動と反戦・反軍闘争(その一)」、『部落問題・調査と研究』十八号、一九七七年、九ページ。

一九七九年五月一五日。

(59) 北原泰作『賤民の後裔』、一九七四年、六一～六二ページ。

(60) 高知新聞社編集局『解放への闘い』、一九七五年、一五八ページ。

(61) 『解放新聞』一九七七年三月二一日。

(62) 田舎武『生きて闘って』、一九八一年、二九ページ。

(63) 社史編集委員会編『敷島納縫七十五年史』、一九六八年、五六ページ。

(64) (65) 兵庫部落問題研究所『復刻・明治之光』下、一九七七年、一四一六ページ。

(66) (67) 同書、一四五四ページ。

(68) 新井穂次『北中皮革争議・恥じ出でこじめぬ』、一九七八年、六六ページ。新井氏はこの糾議闘争を「大正十二年夏」とおれでいるが、庄田水平社の創立は同年九月一日であり(大阪毎日、一九二三年九月三日)、それ以降と考えられる。

(69) 内海正名『兵庫県下の部落経済状況と其対策』、『融和事業研究』第二十三号、一九三二年、八二ページ。

(70) 軌保政重「部落経済調査を終へ」、『融和事業研究』第一十七号、一九三三年、一四五〇ページ。

(71) 井上眞誠『貧民窟と小数同胞』、『日本庶民生活史料集成』第一十五卷所収、一九八〇年、七三三ページ。

(72) 同書、七四六ページ。

(73) 「特殊部落の経済的基礎について」、『農政』第十八六年、一七七ページ。

(74) 秋定嘉和「一九三〇年代における都市部落の状態と同和事業について」、『部落解放研究』創刊号、一九七一年、五五ページ。

(75) 『部落解放』一〇六号、一九七七年、四三ページ。

(76) 加島部落史研究会編『ああ解放の旗高く』、一九八三年、三九ページ。

(77) 奈良県部落解放研究所編『こうして生きてきた』、一九八一年、二八ページ。

(78) 梅本光男『浦上水平社の闘いと今日の課題』、『ながやま部落解放研究』第一四号、一九八一年、一〇一ページ。

(79) 東上高志編『わたしゃそれでも生きてきた』、一九七三年、一七四ページ。

(80) 渡部徹、秋定嘉和、前掲書(一九七八年)、九九一ページ。

(81) 大串夏身『近代被差別部落(研究)』、一九八〇年、一二九六年、七二二ページ。

(82) 生江の歴史を創る会編『資料水平社運動編』第一巻、一九八一年、三四二ページ。

(83) 青木虹一編『大正農民騒擾史料・年表』第二巻、一九七七年、一六ページ。

(84) 青木虹一編『大正農民騒擾史料・年表』第三巻、一九七七年、一六ページ。

(85) 同和奉公会大阪府本部『同和事業の先駆者畠田又吉伝』、

(100) ページ。

(86) 同書、三八ページ。

(87) 岸和田市史編さん委員会『岸和田市史』第八巻、史料編、一九八〇年、三三八～三四一ページ。

(88) 横山源之助、前掲書、一六九ページ。

(89) 農務省商工局『綿絲紡績職工事情』、一九七六年（新紀元社版）、一三三～一三四ページ。

(90) 『大阪毎日新聞』一九二八年九月二三日。

(91) 朝鮮総督府「阪神・京浜地方の朝鮮人労働者」、朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成』第一巻、一九七五年、四一一～一頁。

(92) 同書、四〇五～四〇六ページ。

(93) 松下松次「近代紡績業と朝鮮人－岸和田紡績会社を中心として－」『近代史研究』十九号、一九七七年、一三ページ。

(94) 金贊汀、方鮮姫『風の歎哭』、一九七七年、一六九ページ。

(95) 一九七九年一月八日、同年一月二十一日聞き取り。

(96) 一九八〇年十二月三〇日聞き取り。

(97) 部落問題研究所編『水平運動史の研究』第一巻、一九七一年、八〇ページ。

(98) 松下松次、前掲論文、一九ページ。

(99) 中村正明編『泉州地方労働運動史（戦前編）』、一九七七年、五九ページ。

(100) 細井和喜蔵、前掲書、五八ページ。

(101) 横山源之助、前掲書、一五七ページ。

(102) 松下松次編『資料叢書和田紡績の争議』、一九八〇年、三六ページ。

(103) 堀沢君夫他編『日本資本主義再生産構造統計』、一九七三年、一一〇、一一〇ページ。

(104) 森喜一、前掲書、一四七ページ。

(105) 『無產者新聞』一九二六年四月十日。

(106) 高村直助、前掲書（下）、一五三ページ。

(107) 一九七九年二月十三日聞き取り。

(108) 泉南市立鳴滝第一小学校『四年のおみみ』、三八ページ。

(109) 吉見紡績株式会社『就業案内』、一ページ。

(110) 金贊汀、方鮮姫、前掲書、一七〇ページ。

(111) 一九七九年七月二三日、松坂市で聞き取り。

(112) 大山峻峰『三重県水平社労農運動史』、一九七七年、一五四ページ。

(113) 金贊汀、方鮮姫、前掲書、一八六ページ。

(114) 『社会運動通信』一九三四年七月十一日。

(115) 一九七九年七月十五日、大方町で聞き取り。

(116) 一九七九年七月十四日、福岡市で聞き取り。

(117) 中央労和事業協会『会報』第二巻第一号、一九一七年一月。

(118) 『融和時報』第六十五号、一九三一年四月一日。

(119) 『融和時報』第四二十五号、一九三七年四月一日。

(120) 『融和時報』第一百六十一号、一九四〇年四月一日。

(121) 「社会運動通信」一九三四年八月十七日。

(編者注)

本論文は、川本和良他編『比較社会史の諸課題』（大野英一先生遺稿念論文集、未来社、一九八四年三月）に掲載されたものを、著者及び未来社の御了解を得て転載させていただきました。厚く御礼申しあげます。

なお、転載にあたって、著者から、次のようなコメントをいただきました。

「この試論の読者のなかで、自分の部落、ないしは自分の研究している各地の部落で戦前に紡績業に就労していた部落女性がいた、あるいはそれに関係した資料の所在を知っているという活動家・研究者の方がおられたら、部落解放研究所までご連絡下さい。一九八五年の夏からしばらく、この研究を続けるために来日する予定にしております。」（一九八四年四月一四日）

●近代初期の部落史研究資料

南王子村文書（全五巻）

各A5判 セット定価49,000円

近代初期の被差別部落に関するまとまった史料が乏しい中、本書は、系統的に村内外の出来事を把握できるものとして、関係者注目の書。

好評「奥田家文書」の続編として部落史研究の空白部分をみたす史料として、是非そろえておきたいもの。

(社)部落解放研究所

大阪市浪速区久保吉1-6-12
TEL 06(568)1300